

愛媛県立新居浜特別支援学校警備業務仕様書

1 対象物件

学校名 愛媛県立新居浜特別支援学校
所在地 新居浜市本郷3丁目1番5号

2 業務内容

- (1) 校内侵入異常の通知
- (2) 火災異常感知
- (3) 各種感知器（漏電）による(1)以外の異常の感知
- (4) (1)から(3)の異常発生時の対応

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

4 校舎内侵入異常の感知方法

- (1) 警備範囲
別紙警備図により示された範囲とする。
- (2) 警備機器
ア 警備範囲内の侵入異常を的確に感知可能な警備業務用機器を設置とする。
イ 上記2の(2)及び(3)の設備異常については、既設の報知器から移報する装置を設置とする。
- (3) 通信回線
各種感知器の信号受信のための通信回線は、受託者(警備会社)の負担により設置し、通信に係る費用は受託者負担とする。

5 警備機器の設置箇所及び運用

- (1) 警戒区域を次のとおりとする。
①本館 ②第一教棟
- (2) 装置の操作は、非接触型ICカード等で行うものとする。
ICカード等の枚数は教職員数100枚程度に予備を付加した数とする。
- (3) 各警備エリアの警備設定状況が確認できる中央制御装置（チェックボックス）と入退室操作器、または、これらの一体型の機器を本館東側の最終出入口付近に設置とする。
- (4) 各警備機器の取扱説明書を備えるものとする。
- (5) 警備は専用回線によるものとする。

8 警備の対象時間

警備の対象時間は、警備区域の開始設定から解除までとする。また、事前の連絡がなく午前0時を過ぎても全警備区域の設定が完了しない場合は、警備区域の点検確認を行うものとする。

9 緊急連絡者の配置

- (1) 委託者は予め緊急連絡者を定め、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 上記緊急連絡者に変更があるときは、委託者は、遅滞なくその都度変更した名簿を受託者に交付する。

10 異常情報受信の際の対応

- (1) 受託者は、異常を受信したときは、警備要員を速やかに(警備業法施工細則第15条の規定により25分以内)現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努めるものとする。
- (2) 受託者は、必要に応じ予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

11 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合に消防機関への通報を行うものとする。監視時間は終日とする。

12 各種感知器の異常感知の監視

受託者、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行うものとする。監視時間は終日とする。

13 警備状況の報告

受託者、警備報告書を作成し、委託者に報告する。また、委託者から要求があった場合は、その都度警備状況についての報告や必要な資料を作成し提出しなければならないものとする。

14 鍵・カード等の保管

警備実施に必要な鍵・カード等は委託者、受託者相互に預託し、預託された鍵・カード等は、厳重に取扱い、保管する。

15 警備装置の保守点検

受託者は、警備装置の機能を維持するため、適宜保守点検を行い警備装置が正常に作動するように努めるようにする。

16 守秘義務

警備業務にあたり知り得た委託者及び当該施設に関する情報を第三者に漏らしてはならないものとする。このことは、契約の解除及び委託期間満了後についても同様とする。

17 現状回復

契約の解除及び委託期間満了により警備装置を撤去する場合、設置前に近い状態に回復すること。また、撤去費用については、受託者の負担とする。

18 損害賠償

- (1) 受託者が本仕様書の条項違反あるいは故意、過失により愛媛県若しくは第三者に損害を与えた場合、受託者は、対人賠償、対物賠償を合わせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うものとする。
- (2) 上記の損害発生の場合は、その損害の事実を知った日から1年以内に受託者に対し書面により賠償請求をなすものとする。

19 校舎の構造変更等

受託者は、警備委託する校舎の増築、改築及び付帯する構造の機能変更等が行われるときは、変更を行う日の15日前までに遅滞なく通告し、警備計画の検討を求めるものとし、弊社の任意による施工により生じた校舎等に係る事故については、理由のいかんを問わず受託者はその賠償の責めを負わないとする。

19 その他

- (1) 警備業務遂行のための警備機器は、受諾者が設置し受諾者の所有に属する。
- (2) 受諾者の都合により、契約期間中に警備機器を移設する場合の工事費は、受諾者の負担とする。
- (3) 弊社の責任により警備機器を破損あるいは損失した場合の修繕費は、弊社の負担とする。
- (4) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 警備業務は、令和6年4月1日から開始とする。
- (6) 落札者は、事前準備として落札決定の翌日から令和6年3月31日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。
- (7) 入札書の提出にあたっては、本仕様書と同等、もしくはそれ以上の運用方法及び機器構成とする。
なお、警備装置設置期間中の警備については受託者が警備員を配置する人的警備を行うこととする。